

令和2年5月7日

学生・児童生徒等の皆様
教職員の皆様
学外者の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加藤久雄

緊急事態宣言における本学の対応について（第3報）

令和2年4月16日に政府より新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に発令されました。

これを受け、本学としては、学生・児童生徒等及び教職員の健康・安全を考慮し、下記の対応を5月10日まで延長していましたが、5月4日の政府の緊急事態宣言の延長に伴い、同対応を5月31日まで延長しましたのでお知らせします。

また、大学の授業・ゼミ等については、5月7日から7月28日まで原則として「非対面授業」により実施します。

なお、今後の状況によってはさらに延長する可能性があります。

記

1 学生・児童生徒等

以下の場合を除いて、原則登校を禁止する。

➤ 学部生・大学院生

- ・大学が事前に認めた場合

→入構希望日の3日前の13時までに申し出ること。

[4月21日付け通知「やむを得ず入構が必要な場合の申出日の期限変更について」](#)

➤ 附属学校園の児童生徒等

- ・校園長が必要と判断した日

→各附属学校園からの通知のとおり

2 大学教員・附属学校園教員

教育・研究上、真に必要な場合、急を要する場合を除き、原則出勤は控え、在宅勤務に切り替える。

3 役員・職員

最小限の事務機能を維持できる職員数に限定して出勤することとし、可能な限り在宅勤務に切り替える。（別紙参照※学内限定）

- ・役員はローテーション等を活用した勤務体制とする。
- ・職員（非常勤職員を含む）はローテーション等を活用し、密集を避ける勤務体制とする。

4 業者等の学外者

業務上、必要最小限の用務を目的とした入構のみ認める。

→ [4月7日付け通知「高畑キャンパスの入構制限及び禁止について」](#)

5 その他

- ・学内会議について、集合型会議の開催を見合わせ、メール審議やオンライン会議で行う。やむを得ず集合型会議を開催する必要がある場合は、必ず短時間で3つの密にならないように留意する。
- ・出張について、教育・研究上、真に必要な場合、急を要する場合を除き、原則中止する。